

『新型コロナウイルスの感染症法上5類移行を受けて』 ～町感染症対策本部の解散～

新型コロナウイルスは、この5月8日から、国の感染症法上の位置づけが、季節性インフルエンザと同様の「5類」に移行します。

この間、当町においては、国並びに東京都の対応を受け、3年前の令和2年4月に「町感染症対策本部」を設置し、以来、4度にわたる「緊急事態宣言」をはじめ、3度の「まん延防止等重点措置」、さらには町内の感染急拡大に対応するため2度にわたり「町独自の緊急対応」などを行ってまいりました。

それらの対応に伴い、町民皆様・町内事業者皆様には、不要不急の外出自粛のほか、観光事業者・飲食店等への酒類提供自粛・来店時の人数制限や時間制限、特に、3年前の5月の連休前には観光立町を標榜する当町において、苦渋の対応となりました「来町自粛要請・町内駐車場閉鎖」などに、ご理解並びにご協力を賜りましたこと、あらためて感謝申し上げます。

なお、町の対策本部は、国並びに東京都と同様に5月7日をもって解散するとともに、不要不急の外出自粛、各種事業の中止に伴う運動不足解消を目的として開始しました「ラジオ体操」は、5類移行を受け完全に再開する各種事業へ、多くの住民皆様にご参加いただきたく、午前10時の1回のみでの放送に変更いたしますので、ご理解をお願いいたします。

一方、東京都においては、5類移行後も、複数機関で対応していた相談機能を統合し、「東京都新型コロナウイルス感染症相談センター」を新設するとともに、検査・診療体制および医療提供体制は、新型コロナウイルスの感染状況に応じて当面継続するとしております。

なお、マスクの着用は個人の判断となり、手指消毒や換気の徹底、3密の回避、検温やアクリル板の設置など一律に求めるものではありませんが、基本的感染対策としては有効であるものの、その判断は個人及び事業者の自主的のものとして、お互いに尊重するものでありますので、ご留意をお願いいたします。

また、ワクチン接種については、重症化予防に資するものとして、国は、来年3月まで公費接種(自己負担なし)を継続することとし、5類移行と同時の5月8日から、65歳以上の高齢者の皆様をはじめ、5歳から64歳までの厚生労働省が定める基礎疾患を有する方を対象に、令和5年春夏接種開始の方針を受け、町内医療機関従事者、町内高齢者施設等の利用者・従事者の皆様への接種をまず実施いたします。

その後、来週5月20日(土)から75歳以上の方、来月6月3日(土)から74歳以下の方を対象に、順次、集団接種を再開してまいります。

この2年間の初回接種・追加接種と同様に、町内医療従事者皆様のご協力をいただき、町役場職員と一体となって、接種を希望される住民様が、早期に、安全に安心して接種できるよう、接種体制を確保してまいりますので、ワクチン接種につきまして、引き続き、ご理解並びにご協力をお願いいたします。

令和5年5月7日

奥多摩町長 師岡 伸公